

## 本のまちビジョン検討委員会に関する要領

### (趣旨)

第1条 明石市における本のまちづくりの指針となる「本のまちビジョン」(以下「ビジョン」という)策定に関して、当該ビジョンに係る検討を行い、より効果的な本のまちづくり推進に資するため、「本のまちビジョン検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本のまちづくり推進に係る今後の方向性及び指針の検討。
- (2) ビジョン策定を進めるために必要な個別課題の検討。
- (3) その他市長が必要であると判断した事項。

### (組織)

第3条 検討委員会は、図書館運営や協働のまちづくり、本を活用した活動に関して、専門的な知識もしくは活動経験を有する者等の中から市長が選任した委員若干名をもって組織する。

### (任期)

第4条 前条の規定により選任された委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長の職務等)

第5条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、検討委員会の運営を総括する。

### (会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の会議は、公開とする。会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 前項の規定に関わらず、会議の内容に個人情報等の非公開情報(明石市情報公開条例第11条)が含まれる場合等は、公開しないことができる。この場合は、会長が会議に諮って決定する。

### (意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、政策局プロジェクト推進室本のまち担当が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年8月2日制定)

この要領は、制定の日から施行する。